

一般不動産投資顧問業の変更届出にあたって必要な書類について

【変更の届出】

	商号・名称	役員	役員 (役員内変更(代表 取締役←→取締役))	役員 (役員内変更(常務 取締役←→取締役))	重要な 使用人	営業所の 名称・ 所在地	資本金	免許等 内容変更	役員の 兼職状況	その他	備考
1 変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(別記様式第十四号)
2 商号、名称又は氏名等(第2面)	○	○	○	○			○				(別記様式第一号)
3 重要な使用人の氏名等(第3面)					○						(別記様式第一号)
4 営業所の名称及び所在地(第4面)						○					(別記様式第一号)
5 業務の方法(第5面)										○	(別記様式第一号)
6 既に有している免許等(第6面)								○		○	(別記様式第一号)
7 他の事業の種類及び内容(第7面)										○	(別記様式第一号)
8 主要株主の商号等(第8面)							○			○	(別記様式第一号)
9 役員の兼職の状況(第9面)		○	○	○					○	○	(別記様式第一号)

【添付書類等】 (規定4条第3項) (規定5条)

10 誓約書		○	○	○	○						(別記様式第二号)
11 履歴書		○	○	○	○						(別記様式第三号)
12 定款・寄附行為等											
13 履歴事項全部証明書	○	○	○			○	○				管轄の法務局にて入手ください。
14 資格の登録番号					○						(別記様式第四号)
15 決算書											(別記様式第五号)
16 会社案内等	△					△					
17 資格の保有を証する書類					○						
18 免許証等のコピー								○			
19 役員等に係る 住民票等		○			○						外国人の場合、これに代わる書面。
20 役員等に係る 身分証明書等		○			○						外国人の場合、これに代わる書面。

※「1 変更届出書」は、別記様式第14号です。

※役員変更の場合、新任の者については添付書類が必要です。既に役員である者の常勤・非常勤の別の変更等については添付書類を省略することができます。

※書類番号13番・19番・20番は、届出日から3ヶ月以内の原本を添付してください。

※参考図書改訂版 不動産投資顧問業(一般)登録申請の手引【編著：財団法人不動産流通近代化センター、発行所：(株)大成出版社】

※不動産業に関して URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/fudousan/index001.html>

※不動産投資顧問業データベース URL：<http://www.lij.jp/~komon/cgi-bin/init.cgi?proc=komon/public>